

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

6月1日(金)は、事務所研修旅行のため、終日休業いたします。
東京と地方都市函館の未来を目で見て考えよう、をテーマに、東京1泊2日です。
よろしくお願ひいたします。

適格請求書等保存方式について(概要)

公認会計士 鎌田 直善

平成31年10月1日から消費税軽減税率が実施される予定です。

複数税率となることに対応した仕入税額控除の方式として、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、区分記載請求書等保存方式、平成35年10月1日以降は適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。「区分記載請求書」や「適格請求書」等の保存が、消費税仕入税額控除の一要件となります。

帳簿の記載・保存も仕入控除の要件であることは現行通りです。(詳細は前月号をご覧ください) 以下、ざっと概要のみお知らせいたします。

● 「区分記載請求書」の記載事項(H31.10.1~H35.9.30)

発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引内容・受領者の氏名又は名称

(追加) 軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)

(追加) 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

- ①支払対価の額<3万円:「帳簿」記載及び保存により仕入税額控除できます。(現行通り)
- ②追加項目につき「区分記載請求書」に記載漏れの場合は、買い手が取引の事実に基づき追記できます。
- ③「区分記載請求書」の交付義務及び交付した「区分記載請求書」の写しの保存義務はありません。

● 適格請求書の記載事項(H35.10.1.~)

適格請求書発行事業者の氏名又は名称・取引年月日・取引内容・受領者の氏名又は名称

(追加) 適格請求書発行事業者の登録番号

(追加) 軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)

(追加) 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率

(追加) 税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)

- ①支払対価の額<3万円:原則、適格請求書等の保存が必要になります。
- ②記載事項に漏れがあった場合には、正しい適格請求書の再交付を求めることになります。買い手が事実に基づいて追記することはできません。
- ③適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者のみ「適格請求書」の発行が可能にな

り、免税事業者は「適格請求書」の発行はできません。

④適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務・写しの保存義務があります。

● 「適格請求書発行事業者」登録申請のスケジュール

税務署長に対し、「登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。課税事業者のみが登録を受けることができます。

登録申請書は、平成 33 年 10 月 1 日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される平成 35 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、平成 35 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出する必要があります。

食事を支給した場合の課税について

スタッフ 鵜川 剛

使用者から無料又は低い価額で食事の供与を受けた場合には、その使用人はその食事のために支出すべき金銭を支出しないで済んだという経済的利益を受けたことになり、現物給与として課税される場合があります。詳しくは、スタッフにご相談ください。

1. 食事の支給（2・3 以外の場合：昼食など）

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

(1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。

(2) 次の金額が 1 か月当たり 3,500 円（税抜）以下であること。

（食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）

なお、ここでいう食事の価額は、次の金額になります。

① 仕出し弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額

② 社員食堂で会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

【例】 1 か月の食事代が 8,000 円、役員や使用人の負担額が 4,000 円の場合
この場合、本人が半分負担しているので、要件(1)は満たしていますが、
食事代 8,000 円－負担額 4,000 円＝4,000 円＞3,500 円となり要件(2)を満たしていませんので、給与として課税しなければなりません。

この場合の給与課税対象金額は 4,000 円となります。

2. 深夜勤務者に夜食に代えて支給する金銭

現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために 1 食当たり 300 円（税抜）以下の金額を支給する場合には、課税しなくて差し支えないこととされています。それ以外の場合には、補助をする全額が給与として課税されます。

3. 残業者に支給する食事

残業や休日出勤の際に支給する食事は、会社で全額負担しても給与として課税する必要はありません。しかし、現物に代えて金銭で支給した場合は、食事に充てるためとはいえ、金銭で支給される一種の手当ですので、その全額が給与として課税されます。

営業時間等のお知らせ

土・日・祝・6月1日(金)は休業です。終業時間は6月～11月は17:00に変わります。
バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。